6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、大韓民国から金塊を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成22年４月６日、大韓民国金浦国際空港において、チェジュ航空第1482便に搭乗するに当たり、金塊７塊をショルダーバッグ内及び肛門内に挿入して隠匿携帯し、同航空機により、同日午後３時27分ころ、大阪府の関西国際空港に到着し、同日午後３時55分ころ、同空港内大阪税関関西空港税関支署旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委任を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金塊を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の虚偽の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を受けないで隠匿した金塊1,575.16グラム（課税価格521万3,000円相当）を輸入しようとするとともに、不正の行為により金塊に対する消費税20万8,500円及び地方消費税５万2,100円を免れようとしたが、同支署職員によって金塊を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

平成22年７月21日

大阪地方検察庁堺支部検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成22年８月４日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所堺支部刑事２係
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　ファン　イェン　ユイ（ＦＡＮ　ＹＥＮ　ＹＵ）
4　公判期日　平成22年７月27日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

金塊合計1,350.09グラム（大阪地方検察庁堺支部平成22年領第710号符号１－１、１－２、１－３、２－１、２－２、２－３、３－１、３－２、３－３、４－１、４－２、４－３、５－１、５－２、５－３、６－１、６－２、６－３）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、大韓民国から金塊を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成22年４月６日、大韓民国金浦国際空港において、チェジュ航空第1482便に搭乗するに当たり、金塊６塊を肛門内に挿入して隠匿携帯し、同航空機により、同日午後３時27分ころ、大阪府の関西国際空港に到着し、同日午後３時50分ころ、同空港内大阪税関関西空港税関支署旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委任を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金塊を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の虚偽の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を受けないで隠匿した金塊1,350.13グラム（課税価格446万8,000円相当）を輸入するとともに、不正の行為により金塊に対する消費税17万8,700円及び地方消費税４万4,600円を免れたものである。

工場財団

東京都千代田区九段北一丁目14番18号**日東光器株式会社**の工場財団に秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野242番地日東光器株式会社田沢湖工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年７月21日

秋田地方法務局大曲支局

東京都千代田区九段北一丁目14番18号**日東光器株式会社**の工場財団に秋田県仙北郡美郷町六郷字赤城86番地１日東光器株式会社美郷工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年７月21日

秋田地方法務局大曲支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成22年７月21日　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成22年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成22年７月21日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成15年３月ころから平成20年11月14日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

池田勝洋らが業として金銭の貸付けを行うに当たり、顧客から口座振込の方法（検察官が既に把握している金融機関口座については、４の⑴を参照のこと）により行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項後段の罪のうち、法定の利率（１日当たり0.3パーセント）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、４の⑵を参照のこと）

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している、池田勝洋らが顧客から利息等を受領した金融機関口座

ア　三菱東京ＵＦＪ銀行萩ノ茶屋支店　ハセガワ　トクコ名義　普通預金口座3918235
イ　三菱東京ＵＦＪ銀行萩ノ茶屋支店　ツジベ　ヒロユキ名義　普通預金口座4501840
ウ　三菱東京ＵＦＪ銀行錦糸町駅前支店　フクザワ　ヤスユキ名義　普通預金口座3896916
エ　ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター　シミズ　タケヒロ名義　通常口座76304021
オ　三菱東京ＵＦＪ銀行玉出支店　オオノ　モリヨシ名義　普通預金口座5230630
カ　三菱東京ＵＦＪ銀行都島支店　フジモト　テツオ名義　普通預金口座4740548
キ　三菱東京ＵＦＪ銀行城東支店　サカイ　トシヒコ名義　普通預金口座5278222
ク　三菱東京ＵＦＪ銀行大府支店　ナカシマ　ヒロシ名義　普通預金口座4611542
ケ　三井住友銀行飾磨支店　ヤマグチ　ジュンコ名義　普通預金口座3681691
コ　三菱東京ＵＦＪ銀行船橋支店　ヤマト　ヒロシ名義　普通預金口座0003502
サ　三菱東京ＵＦＪ銀行上野支店　イケダ　カツヒロ名義　普通預金口座4973321
シ　三井住友銀行八尾支店　ホンダ　ゲンキ名義　普通預金口座1826085
ス　三井住友銀行大泉支店　フルヤ　アロハ名義　普通預金口座6827832
セ　埼玉りそな銀行桶川支店　ホンダ　マサユキ名義　普通預金口座4325171
ソ　三井住友銀行江戸川支店　キミジマ　マサキ名義　普通預金口座3238280
タ　三菱東京ＵＦＪ銀行宝塚中山支店　イデガミ　タカシ名義　普通預金口座4534099
チ　三菱東京ＵＦＪ銀行浦安駅前支店　アキモト　ヒサシ名義　普通預金口座4727225
ツ　三菱東京ＵＦＪ銀行錦糸町駅前支店　スギモト　ダイ名義　普通預金口座3815767

⑵　主な犯行態様

「あおぞら信販」、「ユープラン」、「セカンド」の屋号で、別途入手した債務者名簿に記載された債務者に対し、ダイレクトメールのはがきや電話で金員の借入れを勧誘し、債務者指定の口座に振込入金して貸付け、利息や元本等は、被告人らの指定する複数の他人名義の口座に振込入金させて受領していた。

被告人らによる貸付けの金利は、大半が、年利に換算すると、約1,300パーセントないし約4,400パーセントという著しい高金利であった。

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,234万621円
6　支給申請期間　平成22年７月21日（水）から同年10月20日（水）までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　横浜地方裁判所川崎支部
⑵　裁判年月日　平成21年６月30日